

質 疑 回 答 書
(柏市児童相談所一時保護所給食調理業務委託)

令和8年7月24日
柏市こども部こども相談センター

項番	質問事項	内容	回答
1	業務実施体制 2ページ ※3(4)業務時間帯に おいては、No.1からNo.3のい ずれかの職員を常時配置する こと。	左記事項を遵守する場合、当該役職者については、週6日以上勤務、時間外労働が必須になるかと思われるますが、正規社員にて代替、又は業務副責任者を2名以上選任することは可能でしょうか。	業務実施体制No.1からNo.3の資格/実務経験等に記載の要件を満たしている正規職員であれば、代替又は複数選任し配置することで差し支えございません。
2	仕様書 3ページ (2) 給食の種類 調理体験	食材等の発注については、受注者が行うという認識でよろしいでしょうか。 また、調理体験における企画の立案等につきましては、発注者、受注者どちらを想定されていますか。	食材等の発注についてはご認識の通りです。調理体験(昼食・おやつ)で使用する食材も含むすべての食材の発注は受注者側で実施していただきます。 また、調理体験については発注者立案の下、受注者と調整の上、具体的な実施方法等を決定することを想定しています。
3	仕様書 5ページ (5) 水分補給	ウォータージャグの補充について、施設の性質上、給食室等以外の場所を随時巡回するのは難しいかと思われますが、補充するジャグの設置場所及び想定されている運用方法をご教示いただけますでしょうか。	各ユニット内に持ち込むウォータージャグについては、発注者側で残量の確認をおこない、受注者は必要に応じて補充を行うことを想定しております。 頻度については朝、昼、夕の計三回程度実施予定ですが、季節や入所児童数によって頻度が異なるため、具体的な実施時間、ウォータージャグの配置場所等は受注業者決定後に協議の上決定します。水筒への補充も同様の運用を想定しています。